

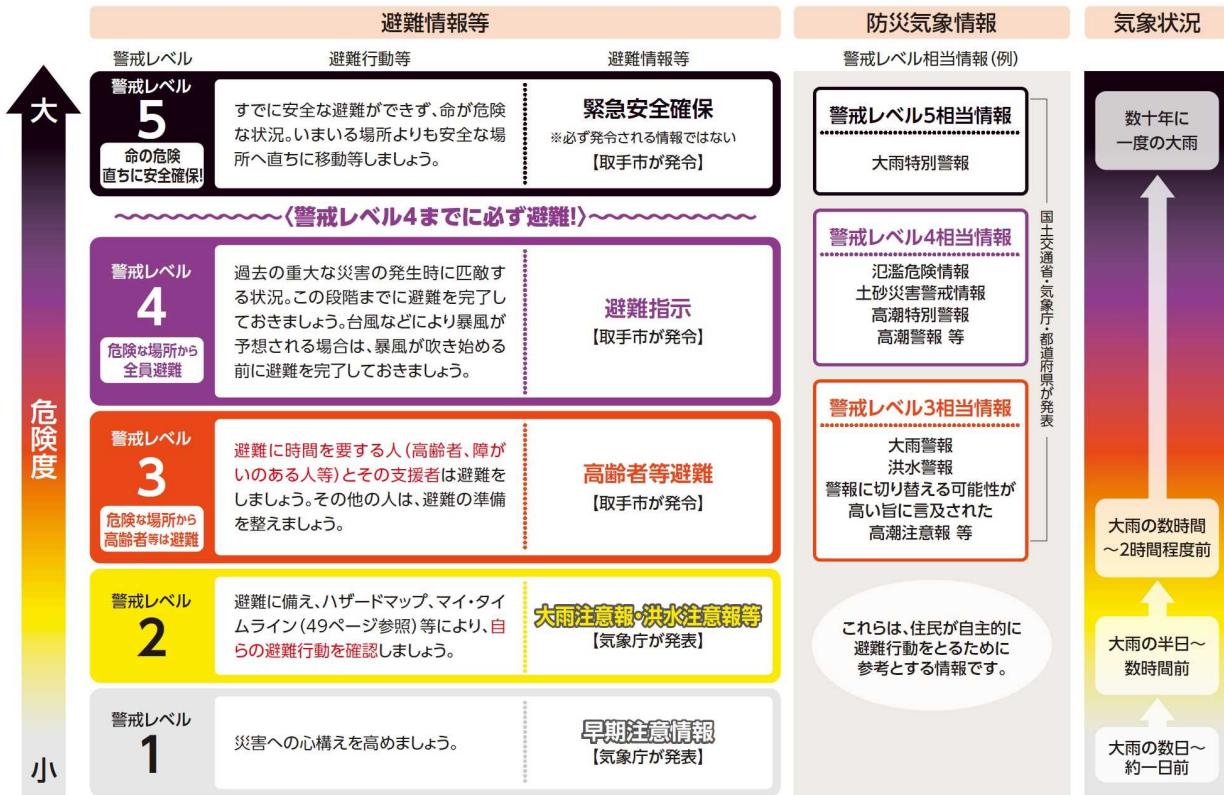
# 避難に関する情報

一部気象庁ホームページから引用

## 市が発令する避難情報と国や県が発令する防災気象情報

洪水や土砂災害、河川の氾濫などの際に、5段階の「警戒レベル」を用いて、避難情報を発令します。

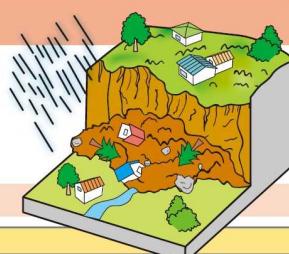
警戒レベル3【高齢者等避難】や警戒レベル4【避難指示】が発令された際には、危険な場所から速やかに避難行動をとりましょう。



※各種の情報は、警戒レベル1～5の順番で発表されるとは限りません。状況が急変することもあります。

## 大雨特別警報

- 「大雨特別警報」とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨が予想され、重大な災害の起こるおそれがある場合に発表し、最大級の警戒を呼びかけるものです。
- 大雨特別警報が発表された場合、お住まいの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。



### 大雨特別警報の発表基準

現象の種類	基 準
大雨	台風や集中豪雨により、数十年に一度の降雨量となる大雨になると予想される場合 特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報(土砂災害)」「大雨特別警報(浸水害)」又は「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」のように発表します。

## 防災ラジオ

市では、防災情報を入手する手段として、防災ラジオを導入しています。防災ラジオは、災害時等に市が発信する緊急情報を受信すると、防災無線の放送が流れます。また、普段は通常のラジオとして、AM放送やFM放送を聞くこともできます。

### 対象者

- 市内に住所を有する世帯主
  - 市内に住所を有する事業者の代表者
- (注意) 1世帯または1事業者につき1台の貸与になります。

### 利用者負担金

- 通常タイプは2,000円、文字表示タイプは3,000円の負担金が必要となります。  
(文字表示タイプは身体障害者手帳の交付を受けた方で、聴覚に関する障がいの程度が6級以上の方が対象です)
- 生活保護受給世帯への貸与は無料となります。

### 申込み方法

- 申込書をご記入のうえ、窓口もしくは郵送にてご提出ください。  
※申込書は窓口、市ホームページより入手できます。

